

(提案)

地域公共交通会議は道路運送法の特例適用を議題に運用されることは否めませんが（出来ませんが）、一方では、法定協議会としての関与の仕方が問われる問題と認識。

国土交通省 HP において「高齢者の移動手段を確保するための制度・事業モデルパンフレット (<https://www.mlit.go.jp/common/001371546.pdf>)」では、福祉と交通の協力へ向けてと題して、交通分野の協議会の活用について効果的とし (P3)、会議を活用した連携方法の例示がされています。今回の法改正を機に改めて福祉と交通の協力について徹底する趣旨と理解しています。

しかしながら、「地域公共交通会議 (法定協議会)」の委員の他に、「日進市高齢者移動支援推進事業ネットワーク会議」に関係する地域の代表委員を参加させたうえで、各地区ごとの取り組みを協議することは議論が多岐にわたり、また、複雑化することは否めないことから現実的な対応とは思われないこと。

「地域公共交通会議 (法定協議会)」の下部組織 (分科会、専門部会等名称は不問) を設置して、高齢者の移動支援を専門的に検討する場を設置することが現実的なものと思料します。下部組織で議論されたことを「地域公共交通会議 (法定協議会)」で共有することで、くるりんバスで対応できない事項の検討体制として機能する仕組みとして提案します。

なお、既に設置されているくるりんバス再編関係の別の専門部会との関係については明確に整理する必要があります。また、一方では、くるりんバスの課題として考えるならば、くるりんバス再編関係の別の専門部会との一体的な検討の場にすることを否定することではありませんが、地域毎に多様な取り組みが検討されていることからすると悩ましいこと。

最終的には、地域公共通会議の住民代表委員と高齢者移動支援推進事業ネットワーク会議に参加する方々及び貴市交通担当・福祉担当とで十分な協議を経て検討されることを望みます。

(その他の意見)

先刻ご存知と思いますが、令和3年1月15日(金)開催「公共交通セミナー(愛知県主催)」において、「高齢者移動支援推進事業ネットワーク会議」及び「地域公共交通会議(法定協議会)」の座長であります名城大学松本教授講演(添付 PDF)において、「公共交通の価値の再考」「移動の保証」「移動の効率化」「クロスセクターベネフィット」「公共の関与」等の大変示唆に富んだ資料が提供されていますので、先生の講演趣旨を踏まえた上で愛知県が主催する「高齢者移動支援会議」モデル事業として、福祉と交通の協力・連携方策のひとつとして将来構想とともに検討願いたい。